

## 原発避難者向けの住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の提供について

- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、浪江町から「警戒区域及び計画的避難区域の家屋については、当該地域の居住が制限されていることから、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、り災証明における全壊と同等の取扱とするなど、り災証明がなくても被害及び不利益の実態に即した適用を受けられること」といった要望を受けているところ。
- これを受け、警戒区域等に居住していた者の要望に応じ、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を行う方針。
- 国ではこのための法整備を予定しているところであるが、当該法律の施行後迅速に融資が行われ、被災者が安心して住まうことができるよう、住宅金融支援機構において、被災者からの相談体制の整備など、被災者の立場にたって準備に万全を期すこととしている。